

告 示

埼玉県告示第三百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン上里

埼玉県児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二一〇台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 一三七五台

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十一日

二 縦覧期間

平成二十九年三月三十一日から平成二十九年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月三十一日から平成二十九年七月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課